

# 指定給水装置工事事業者申請

<p>申請書の内容</p>	<p>水道工事事業者が本部町内の給水装置の新設等の設計および工事を行う場合は、本部町指定給水装置工事事業者の指定を受けなければなりません。指定を受けようとする者は、申請が必要となります。</p>
<p>申請できる者</p>	<p>水道工事事業者で、次の要件をすべて備えている人。(水道法第25条の3関係)</p> <p>(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者をおく者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金切りのこその他の管の切断用の機械器具</li> <li>・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</li> <li>・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</li> <li>・水圧テストポンプ</li> </ul> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ニ. 本部町指定給水装置工事事業者規則第8条第1項の規定により指定を取り消されその取消の日から2年を経過しない者</p> <p>ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>指定申請書 (指定の更新時と同じ)</p>	<p>水道法施行規則に定める下記申請様式を必要事項記入の上、提出すること。</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、定款および登記事項証明書</li> <li>・個人の場合は、住民票の写し</li> <li>・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</li> </ul> <p>(2) 誓約書 (様式第2)</p> <p>(3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置工事主任技術者免状、主任技術者証の写し</li> </ul> <p>(4) 機械器具調書 (別表)</p>
<p>変更の届出</p>	<p>水道法施行規則に定める下記届出様式を必要事項記入の上、提出すること。</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第10)</p> <p>【届出が必要な変更事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業所の名称及び所在地</li> <li>②氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li> <li>③法人にあっては役員の氏名</li> <li>④給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号</li> </ol> <p>【変更の届出の手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更のあった日から30日以内に届出</li> <li>・②の場合、法人にあっては、定款および登記事項証明書を添付</li> <li>・②の場合、個人にあっては、住民票の写しを添付</li> <li>・③の場合は、誓約書(様式第2)および登記事項証明書を添付</li> </ul>
<p>休止 廃止 再開 の届出</p>	<p>水道法施行規則に定める下記届出様式を必要事項記入の上、提出すること。</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書 (様式第11)</p> <p>【事業の廃止・休止、再開の場合の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休廃止の場合は30日以内に届出</li> <li>・再開の場合は10日以内に届出</li> </ul>